

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 次条から第5条まで、第5条の3から第5条の7まで、第7条から第9条まで、第12条及び第13条に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時30分までとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第2条の2 第3条、第7条から第9条まで及び第12条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき8時間の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき8時間の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(試験研究機関等に勤務する研究職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第3条第3項の規定に基づき割り振ら</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 次条から第5条まで、第5条の3から第5条の7まで、第7条から第9条まで、第12条及び第13条に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第2条の2 第3条、第7条から第9条まで及び第12条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(試験研究機関等に勤務する研究職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第3条第3項の規定に基づき割り振ら</p>

れた勤務時間中には、その勤務時間が、8時間を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、8時間以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

- 2 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が8時間以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第3条第1項」と読み替えるものとする。

(地域振興部NPO・文化国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第4条 地域振興部NPO・文化国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員は、NPO・文化国際課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 午前9時30分から午後6時30分まで

2 [略]

- 3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条第1項」と読み替えるものとする。

(守衛の勤務時間の割振り)

第5条 総務部管財課に勤務する守衛は、管財課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時から午後5時まで
- (2) 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) 午前9時30分から午後6時30分まで

- 2 前項に規定する勤務時間中に、管財課総括課長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

れた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

- 2 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第3条第1項」と読み替えるものとする。

(守衛の勤務時間の割振り)

第4条 総務部管財課に勤務する守衛は、管財課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時から午後4時45分まで
- (2) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 午前9時30分から午後6時15分まで

- 2 前項に規定する勤務時間中に、管財課総括課長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

- 3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条第1項」と読み替えるものとする。

(政策地域部NPO・文化国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条 政策地域部NPO・文化国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員は、NPO・文化国際課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 午前9時30分から午後6時15分まで

2 [略]

- 3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条第1項」と読み替えるものとする。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条第1項」と読み替えるものとする。

(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の3 本庁の部及び局、盛岡地方振興局（土木部岩手出張所、網取ダム管理事務所及び梁川ダム建設事務所を除く。）、県民生活センター、福祉総合相談センター並びに盛岡農業改良普及センターに勤務する職員（第4条、第5条及び第9条の規定の適用を受ける職員を除く。）のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。

(1) 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 午前9時から午後6時まで

2・3 [略]

(東京事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の4 東京事務所に勤務する職員は、東京事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

(1) 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 午前9時から午後6時まで

2・3 [略]

(大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の5 大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午前9時から午後6時までとする。

2・3 [略]

(福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の6 福岡事務所に勤務する職員は、福岡事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

(1) 午前9時から午後6時まで

(2) 午前10時30分から午後7時30分まで

2・3 [略]

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条の7 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第4条、第5条、第5条の4から前条まで及び第7条から第9条までの規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。以下この項において同じ。）から申出

(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の3 本庁の部若しくは局、盛岡広域振興局（土木部網取ダム管理事務所、築川ダム建設事務所及び岩手土木センターを除く。）、県民生活センター、福祉総合相談センター又は盛岡農業改良普及センターに勤務する職員（第4条、第5条及び第9条の規定の適用を受ける職員を除く。）のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。

(1) 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 午前9時から午後5時45分まで

2・3 [略]

(東京事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の4 東京事務所に勤務する職員は、東京事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

(1) 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 午前9時から午後5時45分まで

2・3 [略]

(大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の5 大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午前9時から午後5時45分までとする。

2・3 [略]

(福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の6 福岡事務所に勤務する職員は、福岡事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

(1) 午前9時から午後5時45分まで

(2) 午前10時30分から午後7時15分まで

2・3 [略]

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条の7 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第4条、第5条、第5条の4から前条まで及び第7条から第9条までの規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。以下この項において同じ。）から申出

があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。

2～4 [略]

(杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)

第7条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、8時間を超える場合にあつては園長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上8時間以内である場合にあつては園長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上8時間以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第7条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗り組む者の勤務時間の割振り)

第8条 水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗り組む者の勤務時間の割振りは、航行中(入航日及び出航日を含む。)にあつては1日につき16時間、停泊中にあつては1日につき8時間の範囲内で水産技術センター所長が定めるものとする。

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、8時間を超える場合にあつては水産技術センター所長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上8時間以内である場合にあつては水産技術センター所長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上8時間以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第8条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 総務部総合防災室、県南広域振興局花巻総合支局農林部、食肉衛生検査所、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、漁業取締事務所、農業研究センター、水

があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2～4 [略]

(杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)

第7条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあつては園長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上7時間45分以内である場合にあつては園長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第7条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗り組む者の勤務時間の割振り)

第8条 水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗り組む者の勤務時間の割振りは、航行中(入航日及び出航日を含む。)にあつては1日につき15時間30分、停泊中にあつては1日につき7時間45分の範囲内で水産技術センター所長が定めるものとする。

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあつては水産技術センター所長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上7時間45分以内である場合にあつては水産技術センター所長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第8条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 総務部総合防災室、県南広域振興局農政部北上農村整備センター、食肉衛生検査所、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、漁業取締事務所、農業研究セン

<p>産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き<u>8時間</u>とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き<u>8時間</u>の範囲内で、別に割り振ることができる。</p> <p>(1)～(9)</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上<u>8時間</u>以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り)</p> <p>第13条 非常勤職員の勤務時間は、1週間につき<u>30時間</u>の範囲内とする。ただし、専ら監視又は断続的労働に従事する非常勤職員で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定による許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>ター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き<u>7時間45分</u>とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き<u>7時間45分</u>の範囲内で、別に割り振ることができる。</p> <p>(1)～(9)</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上<u>7時間45分</u>以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り)</p> <p>第13条 非常勤職員の勤務時間は、1週間につき<u>29時間</u>の範囲内とする。ただし、専ら監視又は断続的労働に従事する非常勤職員で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定による許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。